○文化庁告示第十五号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十七日

文化庁長官　玉井日出夫

一　名称

平成二十一年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という。）の職員に対し図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び会場

1　京都会場

(ア)　日時　平成二十一年九月二日（水）（十時から十七時まで）、九月三日（木）（十時から十七時まで）及び九月四日（金）（十時から十五時三十分まで）

(イ)　会場　京都大学吉田南四号館（吉田キャンパス吉田南構内）【定員二〇〇名】（郵便番号六〇六―八五〇一　京都府京都市左京区吉田二本松町）

2　東京会場

(ア)　日時　平成二十一年九月九日（水）（十時から十七時まで）、九月十日（木）（十時から十七時まで）及び九月十一日（金）（十時から十五時三十分まで）

(イ)　会場　東京大学教養学部十三号館（駒場キャンパス）【定員五〇〇名】（郵便番号一五三―八九〇二　東京都目黒区駒場三―八―一）

四　履修すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者

2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者

3　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続

1　申込期間

平成二十一年七月二十一日（火）から八月七日（金）まで（消印有効）

2　申込書

別記様式

3　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先を記入し百二十円分の切手を貼付したもの、複数名の受講をまとめて申し込む場合は百四十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。

4　受講料

無料

八　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

九　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。

○厚生労働省告示第三百六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十七日

厚生労働大臣　舛添　要一

表の上欄中「(目)　国民健康保険病床転換支援金財政調整交付金」を「(目)　国民健康保険病床転換支援金財政調整交付金　(目)　介護老人福祉施設等整備転換事業費補助金」に改める。

○国土交通省告示第七百五十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十七日から三十日間北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
日本海沿岸東北自動車道	胎内市弥彦岡字福田二七八番から村上市南新保字抜田三六二番まで	平成二十一年七月十八日十五時

○国土交通省告示第七百五十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―1640	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―LYL3―DBA1	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地3番1号

○国土交通省告示第七百五十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―1119	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―3UZ―FE	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
E43―39R―000006	速度計　トヨタ　S18―JP―	〃
E43―39R―000011	速度計　トヨタ　S18―JP―A―	〃

○国土交通省告示第七百五十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43―39R―000060	速度計　トヨタ　AE1―JP―B	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
E43―39R―000061	速度計　トヨタ　AE1―JP―A	〃
E43―39R―000062	速度計　トヨタ　AE1―JP	〃

○国土交通省告示第七百五十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十一年七月十七日

国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―908	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―1ZZFE11	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地
㊒G―1580	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―1ZZ―FE1	〃
㊒G―1581	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―1AZ―FSE	〃